

平成21年度 第11回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成21年10月8日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第11回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年10月8日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 青梅市教委員会委員長選挙
- 6 青梅市教育委員会職務代理者選挙
- 7 議案審議
議案第16号 教職員人事の内申について[追加議案]
- 8 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
 - ア 第19回西多摩地域広域行政圏体育大会の実施について（体育課）
 - イ スポーツ報知健康教室の開催について（体育課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 平成21年度教育委員会後援名義使用承認結果（4月～9月）
 - イ 水泳場の開場結果について（体育課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正について（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑 中 茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑 中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳 内 秀樹
	施設課長	渡 辺 慶一郎
	指導室長	宇 田 剛
	教育指導担当主幹	新 村 紀 昭
	給食センター所長	朱 通 智
	社会教育課長	藤 野 唯 基
	郷土博物館管理課長	社会教育部長(兼務)
	美術館管理課長	石 田 治 郎
	中央図書館管理課長	栗 原 秀 二
	体育課長	地 引 静 雄
	国体準備担当主幹	野 寄 松 夫
書 記	総務課庶務係長	永 沢 雅 文
	総務課庶務係	山 下 由美子

午後 1 時 30 分開会

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 11 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、5 月 7 日の第 2 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 2 回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 3 回定例会、第 4 回臨時会、第 5 回定例会、第 6 回臨時会および第 7 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、いかがでしょうか。

【委員】 去る 5 日に、都市教育委員会連合会の第 1 ブロックというこの地域の研修会がございまして、委員長と私で参加させていただきました。講演は、専修大学の教授から「五日市憲法」ということについて、発見のいきさつから今の状況までつぶさにお話をちょうだいしました。私は五日市中学にいたことがありますので知っていたんですけども、でもあれほど懇切にお話を伺って、また新たな興味が湧いてきます。江戸博物館にもその深沢家の土蔵が、移築じゃなくてレプリカでつくってあるんだそうです。またお出かけのときにはご覧になるとよろしいなと思います。そんなことで、いい勉強をさせていただきました。

【委員長】 私も同感でございますので、同じ報告にさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

運動会がございましたので、参加された委員の方、もし感想がございましたらお願いいたします。

【委員】 私は藤橋小と友田小の運動会を拝見させていただきました。どちらの学校も、運動会

に歌う歌というのが、各学校のオリジナルのものがあって、それは大変に子どもたちがその学校に行っているという意識とか、その地域の中での自分の 難しいことでちょっと言葉が出てきませんが、そういう意識をするには大変いいなというふうに思いました。

それからもう一つ、徒競走なんですけれども、友田小では50メートル、60メートル、70メートルと、学年によって走る距離も違うんですね。70メートルまでは直線で走っていました。3年生までは直線で走っているんですけれども、直線をまっすぐに走るというのは、運動の能力を養うためにはとてもいいことなのではないかと思います。やはりカーブを走るというのは技術が必要になってくるんですけれども、直線をまっすぐ走るというのは、自分の体をまっすぐに走らせる、これはとても大切な訓練の一つではないかなというふうに、見ていて感じました。できれば、100メートルをまっすぐ走れるような校庭が各学校にあれば本当はいいんでしょうけれども、なるべく長い距離の直線を走る、そういう機会を子どもたちに持たせてあげたいというふうに感じました。

【教育長】 私からも、幾つか運動会を見させていただきましたので、少し感想を述べさせていただきます。全体的にどの学校の運動会も大変いい印象を持ちました。その中でも今、委員からもお話がありましたけれども、第二小学校で開会式の応援合戦が行われました。運動会の歌を赤と白に分かれて大きな声で競い合って歌っていました。大規模校ならではの聞き応え、見応えのある、すばらしい応援合戦であったと思います。

それから、第六小学校の運動会であります。私は午後見させていただきました。第六小学校は地域に非常に根差している学校で、地域の運動会のような雰囲気がありました。特に最後に、児童と先生、それから保護者、来賓、地域の方々が参加して、三つの円になって踊る踊りがありました。フィナーレとして大変心に残るものがありました。

それから第一中学校であります。開会式で、生徒の整列が縦横にきちっとして、大変気持ちよかったという印象を持ちました。

そのほかの学校につきましても、それぞれの学校が皆、特色を出して、すばらしい運動会であったと思っております。

【委員長】 私も幾つか見ました。今、委員、教育長がおっしゃった感想、私も全く同感でございます。特に六小は、子どもの数よりも保護者の数の方が圧倒的に多くて、そしてその保護者もお父さん、お母さんだけでなく、お祖父さん、お祖母さんも一緒に来て、本当に地域ぐるみの学校だなという感じがしました。

それから、東小・中の運動会なんです。組み体操は皆が協力してやらないとできないんですが、4段を成功しました。特に私が印象に残ったのは、二つのグループに分かれてやったんですが、一つのグループが途中で失敗したんですね。そのままずるといくのかなと思ったら、もう一回やろうやと自分たちで言って、そして見事に成功させた。いやあ、本当に成長したなと強く感銘を受けました。

【委員】 組み体操の話がありましたけれども、一中の3年生もとても立派でしたね。全体のバ

ランスもいいし。1・2年生があれを見て、また僕たちもこの次やれるんだ、やろうという意識がものすごく高まっているように見えました。

それと組み体操では、友田小の5・6年生が音楽にあわせて表現的な組み体操というんですか、体操だけではなくて表現が加わっているんですよ。何というか、美的な感覚が非常に高いなというふうなことで、感銘を受けました。

【委員長】 委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 本日お手元にお配りいたしました報告資料1、平成21年第4回市議会（定例会）報告（その1）にもとづきましてご報告申し上げます。

1ページをご覧願います。今議会の会期は、平成21年9月3日から10月5日までの33日間でした。

議案審議につきましては、市長提出議案が25件、議員提出議案が1件の合計26件、請願が2件、陳情が5件、要望書が1件でございまして、可決・採択等の区分は括弧内に示してありでございまして。

9月議会は一般に決算議会といわれるものでございまして、今回は一般質問の内容についてのみご報告申し上げます、その他につきましては次回の教育委員会に回させていただきたいと存じます。

一般質問は、9月3日、4日、7日の3日間で行われました。それでは、学校教育部関係の一般質問につきましてご報告申し上げます。

本日は事前配付申し上げる時間がございませんでしたので、若干詳しくご説明させていただきます。

学校教育部関係につきましては、4人の議員から質問がございまして、それぞれ教育長から答弁いただいたところでございます。

1ページ中ほどから2ページ中ほどにかけてご覧いただきますと、総務課関係につきまして齊藤光次議員から、新型インフルエンザに対する今後の対応についてということで2回、2項目にわたる質問がございました。1回目は、小・中学校、保育園などでの対応についてのご質問でございまして、これに対し、校長会において児童・生徒への指導や保護者への周知など、感染予防策の徹底について指示をした。2学期以降の対応に関しては、家庭および学校における具体的対応方法について周知・徹底した。各小中学校に対しては日々、教職員および全クラスの児童・生徒の欠席状況と理由を把握させ、毎日学校から教育委員会へ報告させ、教育委員会が情報を一元的に管理し、児童・生徒の日々の状況を把握しながら、適時適切な対応を図ることとした、との答弁をいたしました。2回目は、感染拡大が心配されるが、小・中学生に対してマスクの支給を

考えているのかとの内容でございました。これに対しまして、すでに今回の新型インフルエンザの対応として、全児童・生徒、教職員用のマスクおよび手洗い用の石鹸を各学校に配布するよう準備中である、との答弁をしたところでございます。

次に、2ページ下段から5ページ上段までに記載してございます指導室関係につきましては、3人の議員から質問がございました。

初めに、2ページ下段から3ページ上段までに記してございますひだ紀子議員からの質問でございしますが、市内中学生の校内暴力と自殺事件に関する市長発言について、1回、1項目の質問がございました。この内容は、教育委員会ではこれらの事件についてどのような調査、取り組みがなされ、話し合いがなされたのか、また今の時点でどのように考えているのかとの質問でございします。これに対して、健全育成の推進における日常のきめ細かい生活指導と問題行動に対する毅然とした対応が不可欠と考える。また、学校の指導の限界を超えるような場合は、関係機関の協力を得ることもあり得ると認識している。市内中学生の自殺の件については、このような痛ましい出来事の再発防止が一番であると考え、児童・生徒理解の充実と生命尊重教育の推進を図っていく、との答弁をいたしました。

次に、星野恵美子議員からでございますが、学校における「がん教育」の推進について、2回、3項目にわたる質問がございました。1回目は、日本はがん大国でもあり、予防法や治療法、正しい死生観等について中学校段階から「がん教育」を行う必要があると考えるがどうかとの質問に対し、健康教育については小学校の体育科、中学校の保健体育科の授業の中で、学習指導要領に定められた内容にもとづき、各学年16時間程度実施している。疾病の予防等については、小学校では第6学年、中学校では第3学年の保健分野の中で、がんも含めさまざまな疾病について指導が実施されている。生命の尊さ等については、道徳や特別活動の時間をはじめ、全教育活動の中で指導し、養護教諭や各学級担任は日常的に児童・生徒の健康状況の把握に努め、家庭と連携して個別指導を充実させている、と答弁をさせていただいたところでございます。さらに、国立の中学校で授業実践のある東京大学医学部付属病院の中川恵一準教授を講師として招聘し、青梅市の子どもたちに「がん教育」を実施していく必要があると考えるがどうかとの質問に対しましては、がんの授業の実施について外部講師の活用等については、各学校が児童・生徒の実態を踏まえ、経営方針や年間指導計画にもとづき判断、実施している。教育委員会としては、この情報を校長会や養護教諭連絡会等で提供し、生命尊重教育や健康教育の推進に努めたい、というふうに答弁をいたしました。2回目でございますが、具体的に学校へはどのように周知するのかとの質問に対しまして、星野議員より紹介のあった書籍等も活用しながら、各学校の保健や道徳の授業など、実施できることを他校での実践にも触れながら校長会で紹介する、との答弁をしたところでございます。

4ページから5ページ上段をご覧くださいますと、野島資雄議員の質問でございます。野島資雄議員からは、今後の学校教育について、1回2項目にわたる質問がございました。この質問につきましては、「シチズンシップ教育」の推進についてということございまして、これに対し

まして青梅市教育委員会の教育目標は、シチズンシップ教育の目的とも深くかかわる内容であり、シチズンシップを身につけさせることが重要だと考える。経済産業省の報告では、シチズンシップの発揮に必要な能力を三つに分類しているが、この内容の多くはすでにさまざまな教育活動の中でその育成が図られている。このことから、教育委員会では現在の学習内容をシチズンシップ育成という観点から横断的にとらえて育成を図り、本市教育目標達成に向け努力する、との答弁をいたしました。さらに、生きる力をはぐくむための学力の定着という視点から、青梅市の学力向上の状況と向上のための取り組み、今後の課題についてとの質問に対しましては、本市の学力向上の状況と取り組みについて、6月に公開された平成20年度の東京都学力調査の結果は、昨年度と比較して、市全体の小・中学校で改善傾向が見られた。成果を上げた顕著な取り組みは次の3点である。第1に、授業改善推進プランにもとづく授業実践と、管理職の授業観察による指導・助言、日常の授業における主幹教諭の助言。第2に、各学校の校内研究会での研究授業の実施や、講師からの指導・助言。第3に、児童・生徒の学習規律の確立に向けた取り組みや、学習習慣を定着させるための取り組みである。今後の課題としては、基礎・基本の定着に向けた個別指導の充実、既習事項を活用した思考力や判断力の育成、家庭との連携による家庭学習の習慣化などである。教育委員会では今後も、各学校が作成する授業改善推進プランや学校訪問での指導、青梅市学力向上推進委員会による実践事例の紹介、授業力向上を目的とした教員研修の実施、学習支援員の各学校への配置などを通して、児童・生徒の学力向上に努めていく、との答弁をいたしました。

最後に、給食センター関係では、二小の給食の自校化と質の高い給食について、ひだ紀子議員から3回、9項目にわたる質問がございました。1回目といたしまして、まず自校調理方式のメリットについての教育委員会の考え方についての質問に対しましては、調理してから食事するまでの時間が短縮されること。給食は身近で学校生活の大切な一部分であると認識させることなど、食育の観点からもメリットがあるとの答弁。次に、個々食器の材質についての質問には、安全性や児童の取り扱いやすさなどを勘案し、ポリプロピレン等の樹脂製、強化耐熱磁器および強化耐熱ガラスを対象に、給食用食器に適していると判断されるものを採用するとの答弁。公設民営のメリット、デメリットについての質問には、経費の節減が見込まれること、従事する調理員の確保等調理体制が安定することなどである。なお、実施にあたって、直営の栄養士と委託の調理員との間で十分な意思疎通を図っていくとの答弁。米飯給食の回数をふやすこと、炊飯の外部委託および炊飯機器の能力向上について、および各教室への炊飯器の設置についての質問には、炊飯の外部委託は炊きあがったご飯を購入するため給食費の増加につながることで、委託業者から学校へ配送されるまでの時間が長くなるといった問題がある。炊飯能力を向上するには、設備の更新等に多額の経費が見込まれることや、増加した炊飯作業に従事する調理員の確保といった問題がある。各教室への炊飯器の設置は考えていないとの答弁。次に、質の高い給食についての検討方法についての質問に対しましては、安全でおいしく栄養価の高い給食の安定的な提供を実現するため、学校給食センター運営審議会に諮るなど検討を進めるとの答弁を、それぞれいたしました。

2回目の、第二小学校独自の献立を実施する考えについての質問に対しましては、他校との差が生じないように、保護者負担の公平性や食材の効率的な確保購入が必要であるとの答弁を。公設民営にする際の委託の問題点についての質問には、栄養士は委託会社のチーフを通じ調理員に指示を出す。チーフとの綿密な打ち合わせ、チーフから調理員へ指示が伝わったことの確認等により意思疎通を図るとの答弁を。さらに、質の高い給食の検討にかかる市民委員、外部専門家による公開の検討会設置についての質問に対しましては、学校給食センター運営審議会に諮るなど検討を進めるとの答弁を、それぞれいたしました。

3回目に、市職員中心の検討では、コストカットに重点が置かれがちになる。オープンな検討会を設けてほしいとの再質問に対しましては、学校給食の運営に関する検討委員会報告書により方向性が示されたので、学校給食センター運営審議会に諮るなど検討を進める、との答弁をいたしました。

以上で、学校教育関係が終わらせていただきまして、続いて社会教育関係の一般質問につきまして、社会教育部長からご報告を申し上げます。

【社会教育部長】 社会教育関係につきましては、お二人の議員から質問がございまして、7ページから記載のとおりそれぞれ市長から答弁をいたしました。質問はお二人とも社会教育課の関係でございます。

最初に、先ほど学校教育部の方からもご報告ございましたように、市内中学生の校内暴力と自殺事件に関する市長発言について、ひだ紀子議員から2回にわたり質問がございました。1回目の市長あいさつにおける発言、教育委員会での調査、取り組み、話し合い等どのように考えているのかとの質問には、青少年の健全育成の対応として、保護者をはじめとするすべての大人たちは責任を感じる必要があること、青少年の健全育成は私たち大人に課せられた重大な責務であることをあいさつの中で発言しているとの答弁。2回目の、自己中心的で短絡的な行動、みずからの行為に対する責任の自覚に欠けているとした背景、認識についての質問には、この記載してあります内容はあいさつ文の全容でございますが、このあいさつ文を読み上げまして、このような事件が二度と起こらないように、総合的に調査をするとともに、協議会の中でご議論をいただきたいという趣旨であいさつをしたとの答弁をいたしました。

次に、市民センター、体育施設等の使用料について、斉藤光次議員から2回、4項目にわたる質問がございました。1回目の、各市民センター等で開催された説明会の内容についての質問には、参加した市民は312人であること、出された質問や意見は約130件余であること、またその内容は施設の時間等利用方法についてであること等の答弁を。社会教育関係団体についての質問には、市民の学習活動を奨励する立場から、趣味、スポーツを含む市民のあらゆる学習活動団体を社会教育関係団体としてとらえているとの答弁を。使用料の改定を凍結して見直しを求めるとの質問には、使用料の改定を凍結し見直しを行うことは考えていないとの答弁を、それぞれいたしました。2回目の、現在登録している社会教育関係団体の評価をし、減免制度を検討する必要があると思うかどうかとの質問には、受益者負担と公費負担の原則にもとづいて、

公平性を確保することをご理解いただくために説明会で説明をした、との答弁をいたしました。

以上で、議会報告を終わります。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

9月議会の報告ということで、短い期間にまとめていただきました。なお、決算委員会の報告は、数日前に終わったばかりですので、来月の教育委員会で報告をするということでございます。いかがでしょうか。

【委員】 感想だけ。学校も非常にいろいろな課題をいただいて、大変だろうなという思いがします。教育とつくものはものすごくたくさんあって、私も初めて見た教育もまた新たに出てくるということで、現場になくてよかったなという思いがします。でも、どこかの校歌にも歌われているように、学校そのものがよき社会人を育てるといふふうになって、全体の教育の中でやっていくものというのは非常に多いんじゃないかなというふうに思います。

【委員】 最後の市民センター、体育施設等の使用料についてというところですけども、やはり受益者負担という考え方がなかなか受け入れがたいというか、受け入れるのにまだ少し時間がかかるのかなというふうに、私自身感じているんです。施設の設備とかサービスの向上とか、あるいは使いやすさ、利用のしやすさ、予約のしやすさ、そういった部分でのサービスの向上を図っていかないと、やはり受益者負担というところは最後に引っかかってくるのかなと思います。ぜひそのあたりはこれからの課題となるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

【社会教育部長】 ただいま委員からお話しいただきました。この使用料の改定等につきましては、9月、各市民センター等、昼と夜それぞれ説明会を開きまして、使用料を見直すわけですけども、公費負担等の公平性等につきまして利用者の方に十分説明させていただきました。ここに載せてありますように、312人の方に参加していただいて、ご意見等を130件余りいただいております。これにつきまして内容等を精査させていただき、今委員のおっしゃいましたサービスの向上にこれからも努めていきたいということで、来年の10月からの実際の施行でございますけれども、その間に十分対応していきたいと考えております。よろしく願いします。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 第19回西多摩地域広域行政圏体育大会の実施について(体育課)

イ スポーツ報知健康教室の開催について(体育課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 平成21年度教育委員会後援名義使用承認結果(4月～9月)

イ 水泳場の開場結果について(体育課)

【委員長】 続きまして報告事項2、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通して

いただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【体育課長】 報告を1件。諸報告には載せてございませんが、第44回青梅マラソン大会が、平成22年2月21日に開催されるわけですが、9月1日から申し込みを受けつけまして、11月末までの申し込み期間でございました。ところが、申し込み状況が大変多くて、現段階でトータルで1万5928人、特に30キロが1万2500人ということで、すごく多いということで、10月9日付けで一応締め切ろうということ、現在計画しております。いろいろと郵便振替とかそういう申し込みもございますので、あまり多いと、昨年みたいに2000件返すというのは大変経費もかかりますし、手間でもありますので、事前にあらかじめ想定した上で応募を締め切るということで報告させていただきますので、ご了解をいただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

1 青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いします。

【指導室長】 それでは、協議資料の1をご覧ください。2枚の綴りになっているものでございますけれども、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正についてでございます。

改正の理由は、ここに書いてございますが、2点ございます。1点は、就学指導委員会の内容そのものを充実させるため、もう一点は平成22年度第二小学校の情緒障害の固定学級が開設いたします。今年度から、その就学指導委員会で情緒障害の第二小学校に就学する子どもたちの審議も始まりますので、そこで学校関係の担当者を増員する必要が出てきたものでございます。

まず人数でございますけれども、下の改正の内容について、現行と改正後の対比表がございます。現行の41人から、改正後は3名ふえて44人にしたいということでございます。

もう少しその二つの理由についてご説明いたしますと、裏面をご覧ください。特別支援教育が平成19年度から開始されてから、非常にこの就学指導委員会で話し合われる子どもたちの数がふえてまいりました。かなり回数がふえることによって、医師も、学校関係者も、それから市の関係の委員もそうなんです、非常に出席の日数が多くて負担がかかるようになりました。今年度は、その負担を少し軽減するために、小学校と中学校の部会を別々にして、小学校部会に出られる方、中学校部会に出られる方という形で軽減を図りました。しかしながら、両方に出なくてはいけない方というのは、例えば事務局の私たちもありますけれども、ドクターがそうなんです。お医者さんにしてみれば、大変お忙しい中、青梅総合病院からおいでいただいている中、全体の回数がふえてしまいますので、まず第1点、非常にふえてきた就学指導委員会を適正にするためには、お医者さんの担当をもう1名ふやして、そして小学校部会と中学校部会においでいただく。こういった体制をつくる必要があるということで、医師1名を増員ということでございます。

また、先ほど申し上げました第2の理由として、来年度第二小学校に新しく特別支援学級が開

設いたします。設置校長と、そして担当教員が必ず設置校から出るようになっておりますので、それで2名、計3名で41名から44名の増員をお認めいただきたいと考えております。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

この委員会の内容をより充実するために、人的に3名増員すると。増員の中身については、今説明がございました。

【委員】 医師が1人から2人になるというのは、非常に心強いことだと思いますが、多様な子どもたちの就学にかかわる検討をするわけですけど、医師を、どういう方をお願いするかという難しさというのがものすごくあると思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

【指導室長】 ただいま委嘱しているドクターは、青梅総合病院の小児科の方です。また、総合病院にもお願いしたところなんですけど、なかなか総合病院の小児科の方も手があかないということで、西多摩療育支援センターの方で、特に就学指導について、子どもたちの発達障害等の臨床について詳しい方を派遣いただきたいという形をお願いをして、西多摩療育支援センターから派遣を得られるようになった方でございます。

【委員】 小学校部会と中学校部会の割合と申しますか、件数からいって割合はどんなふうになっておりますか。

【指導室長】 大変大まかな割合なんですけど、全体の3分の2が小学校のお子さんを扱う形になります。今、就学前のお子さんもありますけれども、就学して6年間のうちに通級に移るとか、また通常学級にいて特別支援学級に移るといったことがありますから、6学年分の子どもたちがいるということでもありますので、大体3分の2ぐらいが小学校でございます。

【委員】 途中で移るお子さんもかなりふえているということでしょうか。

【指導室長】 ほとんどが、通常の学級に在籍しながら、通級に通いたいというご希望です。いわゆる通常学級から特別支援学級に移るといったのは、数としてゼロではないんですけれども、少ない件数になっております。

【委員長】 協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正について、は承認されました。

日程第5 青梅市教育委員会委員長選挙

【委員長】 次に、青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。委員長選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期が1年となっており、平成21年11月1日をもって任期が満了となります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項および青梅市教育委員会会議規則第6条の規定にもとづき、青梅市教育委員会委員長選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまから、青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。投票用紙を配付してください。

～投票用紙を配付～

【委員長】 投票用紙には投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

～投票～

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより、開票いたします。

～開票～

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【学校教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数5票、有効投票5票、有効投票中、小野具彦委員4票、小澤順一郎委員1票。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの開票結果のとおり、小野具彦委員が委員長に当選されました。

日程第6 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙

【委員長】 次に、青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。

委員長職務代理者選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、青梅市教育委員会委員長職務代理者の指定をするため、青梅市教育委員会会議規則第7条の規定にもとづき、青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまから、青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。

～投票用紙を配付～

【委員長】 投票用紙には投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

～投票～

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより、開票いたします。

～開票～

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【学校教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5 票、有効投票 5 票、有効投票中、小澤順一郎委員 4 票、北島朋子委員 1 票。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの開票結果のとおり、小澤順一郎委員が委員長職務代理者に当選されました。

なお、委員長および委員長職務代理者の就任日は、11月2日となります。

これをもちまして、青梅市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙を終わります。

【議案の追加】

【委員長】 次に、ここで議案が1件追加されるということになります。

つきましては、本日の日程に、議案第16号教職員人事の内申について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第16号を追加し、議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

【会議の公開】

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。

以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 今後の日程でございますが、その前に前回9月18日の教育委員会臨時会でご審議いただきました平成21年度青梅市教育委員会事務点検評価報告書が出来上がりまして、10月5日に青梅市議会へ提出し、同日青梅市教育委員会ホームページに掲載いたしましたことを、まずご報告申し上げます。委員のお手元に報告書をご配付させていただきました。まことにありがとうございます。

それでは、今後の日程でございますが、まず10月15日（木）学校訪問を予定してございます。第四小と第三中学校でございます。午前8時40分、教育センター集合でよろしくお願ひ申

上げます。

次に、10月15日(木)から翌16日(金) 1泊2日になりますが、東京都市町村教育委員会連合会研修ということで、管外視察研修が予定されております。教育県として歴史のある長野県を視察研修するということでございます。こちらには、委員にご参加をいただくということでございます。よろしくお願いたします。

次に、10月19日(月) 都立青峰学園を訪問するという予定になってございます。午前9時30分、教育センターにご集合をよろしくお願い申し上げます。

次に、10月22日(木) 学校訪問を予定してございます。第五小と西中学校でございます。午前8時40分に教育センターへご集合をよろしくお願い申し上げます。

次に、10月29日(木) やはり学校訪問を予定してございます。第六小と成木小でございます。この日は、午前9時30分に教育センターにご集合いただきたいと存じます。この日だけ、午前9時30分になりますので、お間違いのないようよろしくお願い申し上げます。

次に、11月5日(木) 教育委員会定例会でございます。午後1時30分から当会場で予定しております。よろしくお願い申し上げます。

今後の日程につきましては、以上でございます。

【委員長】 次回、11月5日の定例会には、新委員長のごあいさつをお願いしたいと思います。

日程第7 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員